

クレジットカードの利用明細書は 必ず確認しましょう



事例

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円

以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。

改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。

不正利用ではないかと思う。

明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。(置賜管内 50歳代 男性)



ひとことアドバイス



- クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が寄せられています。
- クレジットカード会社の調査等により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。
- 利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせ、確認をしましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。



困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活センター等にご相談
ください。(消費者ホットライン188)

詐欺にあわない





生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

山形県警察では、特殊詐欺のほとんどが「電話を使用し嘘を騙る詐欺」であることから、電話を受けた段階で詐欺だと気付くことができるように「**うそ電話詐欺**」というキャッチフレーズを作りました。電話やメールでの還付金の話、もうけ話、料金未払い請求などは「**うそ電話詐欺**」ではないかと疑ってください。そのような電話やメールがあったら、信用せずに知り合いや警察等に相談してください。



「ジャパンライフ被害対策山形弁護士」の結成及び説明会・相談会のご案内

ジャパンライフの被害者向け説明会及び相談会が実施されることになりました。
被害者向け説明会・相談会

山形会場

山形県弁護士会館（山形市七日町2丁目7-10 NANA BEANS 8階）

2018年3月5日（月）午前10時～午前12時

米沢会場

アクティー米沢 大会議室（米沢市西大通1丁目5-5）

2018年3月12日（月）午後1時30分～午後3時30分

東根会場

東根市タントクルセンター ミーティングルーム1～3（東根市中央1丁目5-1）

2018年3月23日（金）午後1時30分～午後3時30分

3月の消費生活法律相談

3月8日（木）13:30～15:30

* 弁護士が無料でアドバイス（30分）

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238（24）0999

FAX：0238（26）6072